

株式交換に係る事前開示書類
(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)



2025 年 8 月 29 日

株式会社CAICA DIGITAL

2025 年 8 月 29 日

株式交換に係る事前開示事項

東京都港区南青山五丁目 11 番 9 号

株式会社CAICA DIGITAL

代表取締役社長 鈴木 伸



株式会社CAICA DIGITAL（以下、「当社」といいます。）及び株式会社ネクス（以下、「ネクス」といいます。）は、2025 年 7 月 8 日開催の両社取締役会において、当社を株式交換完全親会社、ネクスを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施することを決議し、同日、株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

1. 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 をご参照ください。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）

別紙 2 をご参照ください。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

ネクスは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容（同号イ）

別紙 3 をご参照ください。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象 (同号ハ)

該当事項はありません。

5. 株式交換完全親会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 (会社法施行規則第 193 条第 4 号イ)

該当事項はありません。

6. 本株式交換が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項 (会社法施行規則第 193 条第 5 号)

会社法第 799 条第 1 項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者は存しないため、該当事項はありません。

以上

別紙1 本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

株式会社CAICA DIGITAL（以下「甲」という。）と株式会社ネクス（以下「乙」という。）とは、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を乙の株式交換完全親会社とし、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- 甲 商号：株式会社CAICA DIGITAL
住所：東京都港区南青山五丁目11番9号
- 乙 商号：株式会社ネクス
住所：岩手県花巻市櫛ノ目第2地割32番地1

第3条（本株式交換に際して交付する株式等及びその割当てに関する事項）

1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「本株式交換基準時」という。）における乙の株主（以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の合計数に、571を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。本株式交換に際して割当交付する甲の普通株式については、甲の普通株式を新たに発行することにより行うものとする。

2 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式571株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。

3 前二項の規定に従って本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に、1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他関係法令の規定に従って処理するものとする。

第4条（本株式交換の効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2025年10月16日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第5条（資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金の額は0円とし、増加する準備金の額は、会社計算規則第39条の定めに従い、甲が定める金額とする。

第6条（株主総会）

甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、それぞれの株主総会を招集し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項の承認決議を求めるものとする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の業務の執行及び財産の管理・運営を行い、その財産又は権利義務について重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議の上、これを行うものとする。

第8条（自己株式の消却）

乙は、本株式交換基準時において保有する自己株式（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）がある場合、本効力発生日の前日までになされる取締役会の決議により、その全てを本株式交換基準時において消却するものとする。

第9条（本契約の変更及び合意解除）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、甲又は乙のいずれかの財政状態、経営成績、事業その他に重大な影響を及ぼす事象その他本株式交換の実行に重大な影響を及ぼす事象が判明又は発生した場合には、協議し合意の上、本契約の変更又は解除を行うことができるものとする。

第10条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合にはその効力を失う。

- (1) 甲又は乙の第6条に定める株主総会において本契約又は本株式交換に必要な事項に関する承認が得られなかった場合
- (2) 本株式交換に関し、法令に基づき、本効力発生日までに必要な関係官庁等からの許可、承認等の取得、関係官庁等に対する届出手続が完了しない場合
- (3) 前条に基づき本契約が解除された場合

第11条（準拠法及び裁判管轄）

- 1 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
- 2 本契約に関して甲及び乙の間に生じる一切の紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に規定のない事項、又は本契約の条項の解釈について疑義が生じた事項について

は、甲及び乙が誠実に協議の上、これを解決するものとする。

以上、本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2025年7月8日

甲 東京都港区南青山五丁目11番9号
株式会社CAICA DIGITAL
代表取締役 鈴木 伸

乙 岩手県花巻市櫛ノ目第2地割32番地1
株式会社ネクス
代表取締役 大内 英史





別紙2 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社は、本株式交換における会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項について、以下のとおりこれを相当と判断いたしました。

1 対価の相当性

(1) 本株式交換に係る対価及びその割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	ネクス (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る交換比率	1	571
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：14,846,000株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

ネクス株式1株に対して、当社の普通株式571株を割当交付いたします。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、ネクス及び当社が協議した上で、合意により変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する普通株式の数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がネクス株式の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のネクスの株主に対し、その保有するネクス株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を割当交付いたします。当社の交付する株式は、新たに発行する普通株式にて充当する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満）を保有することとなるネクスの株主については、金融商品取引所市場においてその保有する単元未満株式を売却することはできませんが、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し自己の保有する単元未満株式の買取りを請求することができます。また、当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができます。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

ア 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、当社及びネクスから独立した第三者算定機関であるONK総合会計コンサルティング株式会社（以下、「本算定機関」といいます。）に、当社及びネクスの株式価値並びに株式交換比率の算定を依頼いたしました。

当社は本算定機関による当社及びネクスの株式価値並びに株式交換比率の算定結果を参考に、ネクスの財務状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、両社で慎重

に協議を重ねた結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが両社の株主の利益に資するものであるとの判断に至りました。

本株式交換にあたり、当社普通株式の評価における参考株価として、2025年7月7日を基準日とし、同日の終値である61円を採用しております。

また、比較対象として算出した以下の過去の終値単純平均株価（直近1ヶ月：64円、直近3ヶ月：61円、直近6ヶ月：60円）とも大きな乖離はなく、中長期的な株価水準との整合性も認められます。

この基準日価格を採用した理由は、当社株式の市場価格のうち、最も直近の取引時点における客観的かつ公正な価格を反映したものであり、現時点における市場評価を適切に示していると判断したためです。

イ 算定に関する事項

（ア）算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

本株式交換の株式交換比率につきましては、その公平性・妥当性を確保するため、当社は、当社及びネクスから独立した第三者算定機関である本算定機関に依頼をし、2025年7月7日付で、当社及びネクスの株式交換比率に関する算定書を取得しました。

なお、本算定機関は当社及びネクスの関連当事者には該当せず、当社及びネクスとの間で重要な利害関係を有しません。

（イ）算定の概要

本算定機関は、両社の株式価値の算定に際して、当社の株式価値については、当社が株式会社東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（算定基準日は、直近の株式市場の状況を反映するために2025年7月7日を基準日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る1か月、3か月、6か月の各期間の株価終値の単純平均値）を用いて算定を行いました。算定された当社の普通株式の1株当たりの価値の評価レンジは以下のとおりです。

算定手法	算定結果（円）
市場株価法	60 ～ 64

また、ネクスの株式については、時価純資産方式による算定を採用いたしました。

本算定機関が時価純資産方式に基づき算定した、ネクスの普通株式の1株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりです。

株式交換比率の算定結果	
時価純資産方式	33,077 ～ 36,559

当社の株価を基準日時点の終値である61円、ネクスの株価を時価純資産方式によって算出された34,818円とし、以下の算定式で計算したものが本株式交換比率となります。

採用手法		株式交換比率の算定結果
当社	ネクス	
市場株価法	時価純資産方式	本株式交換比率＝34,818円／61円＝571

なお、本算定機関は、株式価値の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

ウ 上場廃止となる見込み及びその事由

当社が上場廃止となる見込みはありません。また、株式交換完全子会社となるネクスは非上場会社であるため、該当事項はありません。

2 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する当社の資本金は、0円とし、増加する準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い当社が別途定める金額とします。当社は、機動的かつ柔軟な資本政策を実現の観点から、上記の事項が相当のものであるものと判断しております。

別紙3 ネクスの最終事業年度にかかる計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

※※※※※※※※※※※※※※※※

決算報告書

※※※※※※※※※※※※※※※※

第 10 期

自 令和 5年12月 1日

至 令和 6年11月30日

株式会社ネクス

貸 借 対 照 表

令和 6年 11月 30日 現在

(単位：円)

株式会社ネクス

資 産 の 部		負 債 の 部	
【 流 動 資 産 】	997,817,371	【 流 動 負 債 】	97,056,686
現 金	76,023	買 掛 金	59,348,650
普 通 預 金	84,441,472	未 払 費 用	4,996,188
売 掛 金	394,507,652	関 係 会 社 未 払 費 用	7,933,492
仕 掛 品	512,538,865	製 品 保 証 引 当 金 (短 期)	12,000,000
前 払 費 用	1,507,067	未 払 金	738,208
未 収 入 金	114,891	未 払 法 人 税 等	4,431,100
未 収 消 費 税 等	2,675,600	未 払 法 人 税 等 (外 形 標 準)	5,152,800
関 係 会 社 立 替 金	25,595	未 払 消 費 税 等	1,944,800
そ の 他 流 動 資 産	1,930,206	預 り 金	502,688
【 固 定 資 産 】	33,601,716	仮 受 金	8,760
【 有 形 固 定 資 産 】	26,102,562	【 固 定 負 債 】	579,560
建 物	154,373,182	繰 延 税 金 負 債 (長 期)	579,560
建 物 減 価 償 却 累 計 額	△ 151,213,176	負 債 合 計	97,636,246
建 物 附 属 設 備	58,210,342	純 資 産 の 部	
建 物 附 属 設 備 減 価 償 却 累 計 額	△ 55,759,798	【 株 主 資 本 】	932,459,673
建 物 附 属 設 備 減 損 損 失 累 計 額	△ 169,443	【 資 本 金 】	310,000,000
構 築 物	32,952,671	【 資 本 剰 余 金 】	1,191,099,472
構 築 物 減 価 償 却 累 計 額	△ 32,950,119	資 本 準 備 金	150,000,000
機 械 及 び 装 置	2,255,000	【 その他 資 本 剰 余 金 】	1,041,099,472
機 械 装 置 減 価 償 却 累 計 額	△ 2,249,065	【 利 益 剰 余 金 】	△ 568,639,799
車 両 運 搬 具	17,869,381	【 その他 利 益 剰 余 金 】	△ 568,639,799
車 両 運 搬 具 減 価 償 却 累 計 額	△ 17,139,122	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 568,639,799
工 具 、 器 具 及 び 備 品	105,492,168	【 評 価 ・ 換 算 差 額 等 】	1,323,168
工 具 器 具 備 品 減 価 償 却 累 計 額	△ 105,099,459	【 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 】	1,323,168
一 括 償 却 資 産	6,993,546	純 資 産 合 計	933,782,841
一 括 償 却 資 産 減 価 償 却 累 計 額	△ 6,993,546		
土 地	38,650,081		
土 地 減 損 損 失 累 計 額	△ 19,120,081		
【 無 形 固 定 資 産 】	2,642,584		
ソ フ ト ウ ェ ア	2,419,084		
電 話 加 入 権	223,500		
【 投 資 そ の 他 資 産 】	4,856,570		
出 資 金	1,400,000		
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	30,000,000		
敷 金	3,456,570		
貸 倒 引 当 金 (投 資 そ の 他)	△ 30,000,000		
資 産 合 計	1,031,419,087	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,031,419,087

損 益 計 算 書

自 令和 5年 12月 1日
至 令和 6年 11月 30日

(単位：円)

株式会社ネクス

勘 定 科 目	金 額	
【 売 上 高 】		823,728,952
【 売 上 原 価 】		
保 守 原 価	△ 1,529,196	△ 1,529,196
当 期 製 品 製 造 原 価	608,338,262	
合 計	608,338,262	608,338,262
売 上 原 価 合 計		606,809,066
売 上 総 利 益		216,919,886
【販売費及び一般管理費】		
役 員 報 酬	22,826,680	
給 料 及 び 手 当	41,364,207	
退 職 給 付 費 用	1,779,000	
法 定 福 利 費	9,765,570	
福 利 厚 生 費	358,405	
教 育 研 修 費	24,500	
業 務 委 託 費	21,866,372	
支 払 手 数 料	34,833,733	
賃 借 料	432,100	
地 代 家 賃	4,766,202	
ア フ タ ー サ ー ビ ス 費	1,534,355	
広 告 宣 伝 費	7,316,556	
荷 造 運 搬 費	595,374	
研 究 開 発 費	9,437,624	
修 繕 費	1,223,000	
寄 付 金	23,500	
水 道 光 熱 費	1,991,533	
通 信 費	1,241,322	
情 報 シ ス テ ム 費	9,536,272	
リ ー ス 料	1,524,902	
消 耗 品 費	630,422	
車 両 費	161,150	
交 際 費	116,012	
会 議 費	180,349	
諸 会 費	1,775,250	
新 聞 図 書 費	6,245	
租 税 公 課	12,013,456	
保 険 料	1,455,031	
有形固定資産減価償却費	2,134,163	
無形固定資産減価償却費	1,188,000	
旅 費 交 通 費	3,119,671	
雑 費	1,288,215	196,509,171
営 業 利 益		20,410,715

【 営 業 外 収 益 】			
受 取 利 息	9,827		
関 係 会 社 受 取 利 息	2,188,478		
為 替 差 益 (現 金)	219,988		
為 替 差 益 (営 業)	1,218,882		
受 取 地 代 家 賃	2,532,000		
還 付 加 算 金	58,800		
雑 収 入	796,134		7,024,109
【 営 業 外 費 用 】			
固 定 資 産 除 却 損	11,611		11,611
経 常 利 益			27,423,213
税 引 前 当 期 純 利 益			27,423,213
法人税、住民税及び事業税			5,470,802
当 期 純 利 益			21,952,411

製造原価報告書

自 令和 5年 12月 1日
至 令和 6年 11月 30日

(単位：円)

株式会社ネクス

勘 定 科 目	金	額
【 材 料 費 】		
材 料 費 (原)	185,188	
購 入 部 品	63,700	
開 発 機 材 (原)	6,582	
合 計	255,470	
当 期 材 料 費		255,470
【 労 務 費 】		
賃 金 (原)	44,611,776	
退 職 給 付 費 用 (原)	1,899,000	
法 定 福 利 費 (原)	7,689,806	
福 利 厚 生 費 (原)	1,260	
当 期 労 務 費		54,201,842
【 外 注 費 】		
設 計 外 注 (原)	20,204,216	
保 守 外 注 (原)	106,080	
外 注 加 工 費 (原)	536,313,848	
当 期 外 注 費		556,624,144
【 経 費 】		
支 払 手 数 料 (原)	20,918,926	
賃 借 料 (原)	279,567	
リ ー ス 料 (原)	932,000	
荷 造 運 搬 費 (原)	6,167,925	
修 繕 費 (原)	9,400	
水 道 光 熱 費 (原)	2,390,510	
通 信 費 (原)	373,579	
情 報 シ ス テ ム 費 (原)	31,528	
消 耗 工 具 備 品 費 (原)	132,244	
消 耗 品 費 (原)	110,706	
車 両 費 (原)	28,989	
交 際 費 (原)	9,000	
諸 会 費 (原)	3,818,042	
保 険 料 (原)	664,006	
有形固定資産減価償却費(原)	53,243	
無形固定資産減価償却費(原)	73,400	
旅 費 交 通 費 (原)	1,721,121	
当 期 経 費		37,714,186
当 期 製 造 費 用		648,795,642
期 首 仕 掛 品 棚 卸 高		485,614,268
合 計		1,134,409,910
期 末 仕 掛 品 棚 卸 高		△ 512,538,865
製造原価見込計上 a / c		△ 275,000

他 勘 定 振 替 当 期 製 品 製 造 原 価		△ 13,257,783
		608,338,262

販売費及び一般管理費明細書

自 令和 5年 12月 1日
至 令和 6年 11月 30日

(単位：円)

株式会社ネクス

勘 定 科 目	金 額	
役 員 報 酬	22,826,680	
給 料 及 び 手 当	41,364,207	
退 職 給 付 費 用	1,779,000	
法 定 福 利 費	9,765,570	
福 利 厚 生 費	358,405	
教 育 研 修 費	24,500	
業 務 委 託 費	21,866,372	
支 払 手 数 料	34,833,733	
賃 借 料	432,100	
地 代 家 賃	4,766,202	
ア フ タ ー サ ー ビ ス 費	1,534,355	
広 告 宣 伝 費	7,316,556	
荷 造 運 搬 費	595,374	
研 究 開 発 費	9,437,624	
修 繕 費	1,223,000	
寄 付 金	23,500	
水 道 光 熱 費	1,991,533	
通 信 費	1,241,322	
情 報 シ ス テ ム 費	9,536,272	
リ ー ス 料	1,524,902	
消 耗 品 費	630,422	
車 両 費	161,150	
交 際 費	116,012	
会 議 費	180,349	
諸 会 費	1,775,250	
新 聞 図 書 費	6,245	
租 税 公 課	12,013,456	
保 険 料	1,455,031	
有形固定資産減価償却費	2,134,163	
無形固定資産減価償却費	1,188,000	
旅 費 交 通 費	3,119,671	
雑 費	1,288,215	
合 計		196,509,171

株主資本等変動計算書

自 令和 5年 12月 1日
至 令和 6年 11月 30日

(単位：円)

株式会社ネクス

勘 定 科 目			金 額
【株主資本】			
【資本金】	当期首残高及び当期末残高		310,000,000
【資本剰余金】			
資本準備金	当期首残高及び当期末残高		150,000,000
【その他資本剰余金】			
その他資本剰余金	当期首残高及び当期末残高		1,041,099,472
資本剰余金合計	当期首残高及び当期末残高		1,191,099,472
【利益剰余金】			
【その他利益剰余金】			
繰越利益剰余金	当期首残高	△	590,592,210
	当期変動額 当期純利益		21,952,411
	当期末残高	△	568,639,799
利益剰余金合計	当期首残高	△	590,592,210
	当期変動額		21,952,411
	当期末残高	△	568,639,799
株主資本合計	当期首残高		910,507,262
	当期変動額		21,952,411
	当期末残高		932,459,673
【評価・換算差額等】			
【繰延ヘッジ損益】	当期首残高	△	1,288,546
	当期変動額		2,161,985
	【戻入】第10期1Q 為替予約残高評価		
	【戻入】第10期2Q 為替予約残高評価	△	768,043
	【戻入】第10期3Q 為替予約残高評価		4,558,442
	【決算仕訳】第10期1Q 為替予約残高	△	873,439
	【決算仕訳】第10期2Q 為替予約残高		768,043
	【決算仕訳】第10期3Q 為替予約残高	△	4,558,442
	【決算仕訳】第10期4Q 為替予約残高		1,323,168
	当期末残高		1,323,168
評価・換算差額合計	当期首残高	△	1,288,546
	当期変動額		2,611,714
	当期末残高		1,323,168
純資産合計	当期首残高		909,218,716
	当期変動額		24,564,125
	当期末残高		933,782,841

